

定 款

第 1 章 総則

(商号)

第1条 当社は、●●株式会社と称し、英文では、●●CO.,LTD.と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1.
2.
3.
4.
5. その他前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都●●区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関)

第5条 当社は、取締役会および監査役を設置する。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、●●株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社は株式について、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 譲渡による当社の株式の取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主割当)

第9条 当社の株主に株式の割り当てを受ける権利を与える場合には、会社法第 199 条第 1 項各号に定める募集事項および第 202 条第 1 項各号に記載された事項は取締役会の決議で定めることができる。

(基準日)

第10条 当社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(以下「基準日株主」という。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を 2 週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第11条 当社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称および住所並びに印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

- ② 当社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集し、社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。

(議長および決議の方法)

第13条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ② 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行

使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ③ 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第15条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、これを 10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

第 4 章 取締役、監査役、取締役会

(取締役・監査役の員数)

第16条 当会社の取締役は 3 名以上 7 名以内とし、監査役は 3 名以内とする。

(取締役および監査役の選任および解任の方法)

第17条 当会社の取締役および監査役の選任および解任は、株主総会の決議をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役および監査役の任期)

第18条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

- ② 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集および議長)

第19条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ② 取締役会の招集通知は、会日の一週間前までに各取締役および監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ③ 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会決議の方法)

第20条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

(社長および代表取締役)

第21条 当社は代表取締役1人以上を置き、取締役会の決議によって定めるものとする。

- ② 代表取締役が2名以上あるときは、取締役会決議で1名を社長とする。

(報酬等)

第22条 取締役および監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第23条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当および除斥期間)

第24条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- ② 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。